

小田地区まちづくり協議会と小田地区地区まちづくり構想の対象区域

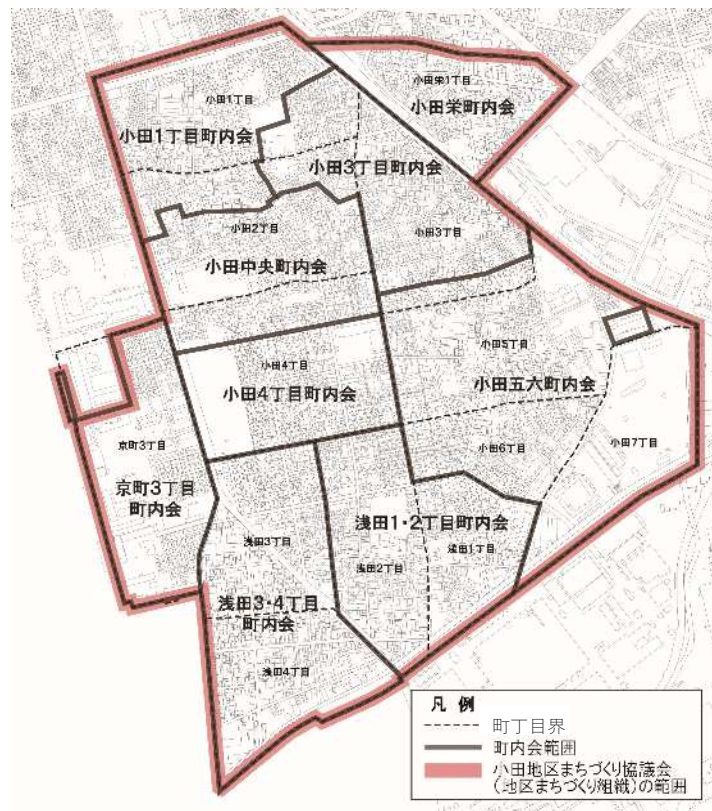


図 小田地区まちづくり構想の対象区域

協議書の提出先

地区まちづくり基準の協議窓口（連絡先）			
名称	町内会館所在地	窓口	連絡先
小田1丁目町内会	川崎市川崎区 小田1丁目14-4	川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課 (電話：044-200-2731) にお問合せください。 町内会の連絡先をご案内します。	
小田中央町内会	川崎市川崎区 小田4丁目6-12		
小田3丁目町内会	川崎市川崎区 小田3丁目9-20		
小田4丁目町内会	川崎市川崎区 小田4丁目15-15		
小田五六町内会	川崎市川崎区 小田5丁目24-8		
浅田1・2町内会	川崎市川崎区 浅田2丁目10-9		
浅田3・4町内会	川崎市川崎区 浅田3丁目17-6		
小田栄町内会	川崎市川崎区 小田栄1丁目12-2		
京町3丁目町内会	川崎市川崎区 京町3丁目14-1		

小田地区まちづくり協議会及び小田地区地区まちづくり構想（地区まちづくり基準の協議以外）のお問合せについては、代表者あて文書にてお願いします。

代表者：又村 誠一

送付先：川崎市川崎区小田3丁目9-20（町内会館内）

小田地区でワンルームマンションの建築を行う事業者の皆様へ

小田地区まちづくり協議会との協議が必要となります

○ 小田地区まちづくり協議会では、川崎市地区まちづくり育成条例に基づく「小田地区地区まちづくり構想」において地区まちづくり基準を策定しています。この協議会の区域にワンルームマンションを建てる場合は、建築確認申請の前に小田地区まちづくり協議会と協議が必要です。

- 対象区域 小田地区（4ページ参照）
- 対象建築物 専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物（共同住宅、寄宿舍及び長屋）
※15戸以上の建築物の場合は、川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要綱に基づく届出が別途必要になります。
- 対象行為 協議対象建築物の建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更
- 地区まちづくり基準 以下の項目について基準が定められています。詳細は、川崎市ホームページに掲載している小田地区地区まちづくり構想をご確認ください。

項目	基準の内容
自転車置場	自転車置場の台数（ワンルーム形式の住戸数の2分の1以上）。広さ（1台あたり奥行き2.0m×幅0.45m）。適切な駐輪について住民への周知や管理
バイク置場	バイク置場の台数（ワンルーム形式の住戸数の10分の1以上）。広さ（1台あたり奥行き2.0m×幅0.7m）。適切な駐車について住民への周知や管理
ごみ置場	原則、ごみ置場を確保。ごみ出しのルールやマナーについて住民への周知や適切な管理。やむを得ない場合はごみ置場を管理する町内会等との協議。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会
緑化	敷地内空地の緑化（すぐに移動できない仕様）

- 協議の時期 建築確認申請の30日前までに6の届出書類を提出してください。
- 届出書類（正本・副本各1部）
 - 協議書等兼チェックシート2部
(データ掲載URL：<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175269.html>)
 - 案内図2部：計画地を明示。敷地外にごみ置場がある場合は位置を明示
 - 配置図2部：

自転車置場及びバイク置場	・該当箇所を青色で囲うこと ・青字で自転車置場、バイク置場及び台数を明記すること ・自転車置場及びバイク1台あたりの寸法を明記すること
ごみ置場	・該当箇所を茶色で囲うこと ・茶色文字でごみ置場と明記すること
緑化	・該当箇所を緑色で囲うこと ・緑色文字で植栽と明記すること
 - 各階平面図2部：住戸部分を赤色で囲み、赤字で専用面積を記載
 - 返信先を記入した切手付きの返信用封筒1部（参考：レターパック等）
- 提出方法 計画地の町内会を確認の上、町内会に設置された協議窓口に連絡し、6の届出書類を郵送で町内会館に提出してください。連絡先については裏面を参照してください。

小田地区まちづくり基準に適合していることを確認します。基準に合っていない場合は、計画内容について、連絡させていただきます。地区まちづくり構想及び川崎市地区まちづくり育成条例については、川崎市ホームページをご覧ください。

地区まちづくり構想、地区まちづくり基準、協議書様式等の掲載ホームページ



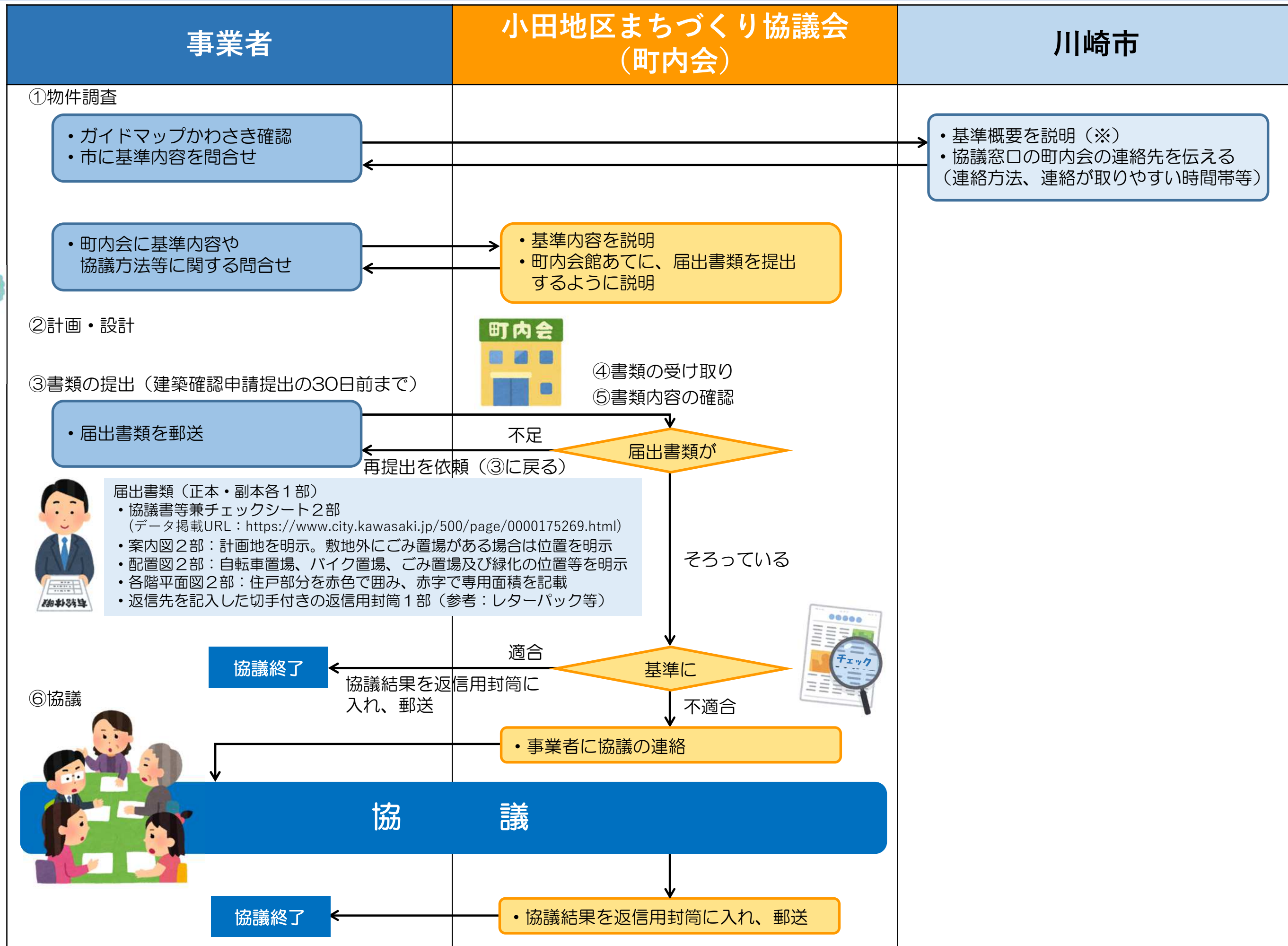
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000175269.html>

川崎市地区まちづくり育成条例の掲載ホームページ



<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-1-10-4-1-0-0-0-0.html>

小田地区地区まちづくり基準の手続きフロー



協議開始

14日以内

30日後、建築確認申請提出

(※) 15戸以上の場合は、ワンルーム要綱の手続きも別途必要